**平成２１年（フ）第３３０７号**
福岡市東区御島崎１丁目10番404号
債務者　高田　善弘
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３０９号**
福岡市西区愛宕３丁目４番３号
債務者　松田　裕司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３３４号**
福岡県大野城市月の浦１丁目16番１―602号
ステラ月の浦Ａ棟
債務者　秋吉　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３３５号**
福岡県大野城市月の浦１丁目16番１―602号
ステラ月の浦Ａ棟
債務者　秋吉　亜矢（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３３６号**
福岡県福津市花見が丘１丁目３番10―302号
債務者　西村　静代
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３３８号**
福岡市東区松田１丁目８番62―501号
債務者　中川智恵子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３４１号**
福岡市中央区大名１丁目３番37―501号
債務者　吉留　貴子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３４２号**
福岡市中央区荒戸２丁目５番５―304号
債務者　松尾四男美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３４４号**
福岡市中央区地行１丁目５番８―303号
債務者　ヴァンサンさやか（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３５０号**
福岡県糸島市前原中央１丁目５番８―902号
債務者　岡本　京子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３５８号**
福岡市中央区小笹４丁目５番113号
債務者　高山寺千尋
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３６２号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目10番地１フローラル寿606号
債務者　吉田　克子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３７８号**
福岡市中央区長浜２丁目３番35号
債務者　青木　　実
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３７９号**
福岡市中央区長浜２丁目３番35号
債務者　青木　廣子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３８４号**
福岡県筑紫野市紫５丁目15番５号
債務者　大石　文夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３３８５号**
福岡市南区屋形原３丁目26番１号
債務者　矢野　清美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３４０５号**
福岡市城南区荒江団地13番402号
債務者　山本　錦一
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３４１３号**
福岡市中央区薬院１丁目12番23―1205号
債務者　田中佐和子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部